的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた」を「第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とする」に改め、同条第四項中「料金を引き下げる」を「第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎として料金を変更する」に、「同項」を「第一項」に改め、「料金その他の」を削り、同条第五項中「料金その他の」を削り、同条第七項中「料金その他の供給条件」を「供給条件（料金を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第八項中「料金その他の」を削り、同条第十項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第十二項中「次条第二項」を「次条第三項」に、「があつた」を「の通知を受けた」に改める。

第十九条第一項中「料金その他の」を削り、同条第二項中「ときは、」の下に「その」を加え、「料金その他の」を削り、同条に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、前項の規定により託送供給等約款又は供給条件を変更したときは、速やかに、その変更の内容を当該一般送配電事業者に対して通知するものとする。

第二十条第一項及び第二項ただし書中「料金その他の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（指定区域の指定等）

第二十条の二　経済産業大臣は、一般送配電事業者の申請に基づき、当該一般送配電事業者の供給区域内の区域であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるものを、指定区域として指定することができる。

一　主要電線路から独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用することが、一般送配電事業の効率的な運営に資すること。

二　主要電線路から独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用することが、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないこと。

2　経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び当該指定区域を公表するものとする。

3　経済産業大臣は、指定区域が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定区域の指定を解除するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第二十一条の見出しを「（離島等供給約款）」に改め、同条第一項中「離島供給」を「離島等供給」に改め、「料金その他の」を削り、同条第二項中「離島供給約款」を「離島等供給約款」に、「離島供給を行つて」を「離島等供給を行つて」に改め、同項ただし書中「離島供給約款」を「離島等供給約款」に改め、「料金その他の」を削り、「離島供給を」を「離島等供給を」に改め、同条第三項中「離島供給約款が」を「離島等供給約款が」に、「離島供給約款を」を「離島等供給約款を」に改め、同項第一号中「離島」を「離島等」に改め、同項第五号及び同条第四項中「離島供給約款」を「離島等供給約款」に改める。

第二十二条の二第一項中「小売電気事業又は」を「小売電気事業」に改め、「第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに」を削り、「を営んで」を「又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同号において同じ。）を営んで」に改め、同項ただし書中「同じ。）又は」を「同じ。）」に、「を営む」を「又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営む」に改め、同条第二項中「又は発電事業」を「、発電事業又は特定卸供給事業」に改め、同条第三項ただし書中「たる」を「である」に、「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に、「又は発電事業（」を「、発電事業（」に、「を営む」を「又は特定卸供給事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）を営む」に改める。

第二十二条の三第一項中「若しくは発電事業者」を「、発電事業者若しくは特定卸供給事業者」に改め、同条第二項第三号中「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

第二十三条第一項第一号中「電気供給事業者」の下に「に関する情報」を加え、「を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「）第二条第五項」を「。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項」に、「特定契約」を「特定契約又は一時調達契約」に、「同条第二項」を「再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項」に改め、同条第四項中「離島供給」を「離島等供給」に、「たる」を「である」に、「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、同条第五項中「たる」を「である」に、「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に、「又は発電事業の」を「、発電事業又は特定卸供給事業の」に改める。

第二十三条の二第一項第三号中「又は発電事業者」を「、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定卸供給事業者　特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

第二十四条第一項ただし書中「一般送配電事業の用」を「一般送配電事業又は配電事業の用」に、「若しくは」を「、配電事業若しくは」に改め、同条第二項第一号中「一般送配電事業者」の下に「又は配電事業者」を加える。

第二十七条の五第一項第四号中「たる一般送配電事業者」を「である一般送配電事業者及び配電事業者」に改める。

第二十七条の六第一号中「の需要」を「又は配電事業の需要」に改める。

第二十七条の七第二項第五号中「たる一般送配電事業者」を「である一般送配電事業者及び配電事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（事業の開始の義務）

第二十七条の七の二　送電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2　経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3　経済産業大臣は、送電事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4　送電事業者は、その事業（第二項の規定により振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（振替供給の相手方の変更）

第二十七条の七の三　送電事業者は、第二十七条の七第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2　第二十七条の六及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者の減少に係るものを除く。）に準用する。

第二十七条の八第一項中「第二十七条の十二において準用する第七条第一項」を「第二十七条の七の二第一項」に、「より」を「より経済産業大臣が」に改め、「。次条第一項において同じ。」を削る。

第二十七条の九第一項中「第二十七条の十二において準用する第八条第一項」を「第二十七条の七の三第一項」に、「が第二十七条の十二」を「が同条第二項」に、「第七条第一項」を「第二十七条の七の二第一項」に、「指定した期間」を「経済産業大臣が指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）」に、「たる」を「である」に、「に対して」を「に対して」に改める。

第二十七条の十第一項中「一般送配電事業者」の下に「又は配電事業者」を加える。